

総合資源エネルギー調査会 電力ガス事業分科会
次世代電力ガス事業基盤構築小委員会
電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ（第7回）
議事要旨

日時：令和7年11月28日（金）11：00～14：00

場所：オンライン会議

出席者

<委員>

山内委員長、秋元委員、五十川委員、大橋委員、川上委員、小宮山委員、高橋委員、田村委員、爲近委員、常峰委員、原委員、松村委員、四元委員

<専門委員>

皆藤委員、外野委員

<オブザーバー>

電気事業連合会 安藤副会長、電力広域的運営推進機関 大山理事長、全国電力関連産業労働組合総連合 片山会長代理、ENEOS Power 株式会社 香月代表取締役社長、一般社団法人日本卸電力取引所 金本理事長、電力ガス取引監視等委員会 新川事務局長、一般社団法人電力需給調整力取引所 福元代表理事、一般社団法人送配電網協議会 山本専務理事

<経済産業省（事務局）>

添田電力基盤整備課長、小柳電力産業市場室長

議題

- (1) 供給力確保に向けた方策について
- (2) 電力ネットワークの次世代化について（検討事項2及び3）
- (3) 小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方について（検討事項5）
- (4) 中長期取引市場の整備に向けた検討について（検討事項6）
- (5) 小売電気事業者による安定的な事業実施の確保について（検討事項5）
- (6) 経過措置料金の解除に係る課題等の整理（検討事項7）

配付資料

- 資料1 議事次第
資料2 委員等名簿
資料3 供給力確保に向けた方策について
資料4 電力ネットワークの次世代化について

- 資料 5 小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方について
- 資料 6 中長期取引市場の整備に向けた検討について
- 資料 7 小売電気事業者による安定的な事業実施の確保について
- 資料 8 経過措置料金の解除に係る課題等の整理

議事要旨

- (1) 供給力確保に向けた方策について
- (2) 電力ネットワークの次世代化について（検討事項 2 及び 3）

●委員コメント：

- ・ 資料 3 の 9 ページに関して、中長期的な需給・系統状況の見通しをきちんと把握することが重要。他方、経営戦略に関わる守秘性の高い情報であるため、情報にアクセスできる者の範囲を明確にする必要。
- ・ 地内系統の計画的な整備について、計画期間や計画事項などのイメージをもっと示すべき。
- ・ 値差収益を国に一度納付する仕組みに変更する理由について、もう少し説明が必要ではないか。法令上の根拠も明確に整理してほしい。

●委員コメント：

- ・ 資料 3 に関して、提案された方策が、長期的に目指す方策として各方策がどのように対応しているかがやや気になる。容量市場を中心とした供給力確保のあり方と、足下の過渡期にやむを得ず取られる方策があり、それぞれの位置づけの整理が必要。例えば、10 ページの NetCONE 価格を含めた容量市場の見直しはいずれにせよ必要だと考えるが、9 ページの電源休廃止情報の収集、11 ページの補修時期の調整などは施策としてどのようにになっているのか。
- ・ 各論点を関係審議会等で議論を深めることに異存ないが、供給力確保の在り方として最終的に想定する形と短期・中期的に必要な方策を分けて把握・整理した形で議論を進めるべき。
- ・ 送配電網の早急な整備と資金調達対応は極めて重要。値差収益の取扱いの柔軟化について、交付より貸付を優先する転換は一つの考え方だが、交付が少なくなることで問題が生じないか懸念。

●委員コメント：

- ・ 資料 3 に関して、自由化された市場において供給力確保のため容量市場の仕組みの見直しが重要。他方、発電所の廃止は短期的な経済的理由だけでなく利害関係者との調整を踏まえて決定されることを踏まえて、事業者等の声を聴き、実際に機能する制度を構築することが重要。
- ・ 地内系統整備の遅れは日本の産業競争力に直結する課題であり、先行的かつ計画的な整備には賛同。一方で事業者が投資毀損リスクを負うのは困難なのでそこの措置が必要であり、先行投資判断には GX 産業立地政策との整合性などの客観性あるプロセスが必要。一般送配電事業者任せの判断とならないよう留意が必要。
- ・ 資金調達の支援や建設期間中の早期回収の措置については、系統整備の遅延を防ぐために、あらゆる施策を検討・実行すべき。

●委員コメント：

- ・ 資料 3 の供給力確保に向けた方策は、いずれも重要な視点に立ったものだが、既存の政策・制度の役割について整理が必要な部分もある。例えば、現実的に供給力に不安がある中、非効率石炭火力への政策措置や予備電源制度の位置付けを検討すべき。既存の供給力の活用は、新設電源が間に合

わない短期対策としては必須。

- ・ 方策③に関して、夏季・冬季の高需要期直前に補修点検が集中し、すでに現場の負担となっている。必要な供給力の確保と点検時期の平準化を、実情を踏まえて検討する必要がある。
- ・ 電力ネットワーク次世代化の前提として、国民の過度な負担にならないよう、費用対効果を十分に考えるべき。系統整備に多大なコストがかかる中、大規模電源や再エネの調整力になる電源の配置を考慮することで費用抑制の可能性があるので、系統整備と電源配置を一体で最適化する議論を同時に進めるべき。

●委員コメント：

- ・ 資料3スライド10の容量市場での電源最大限確保の方向性に賛同。より多くの事業者に容量市場への供出を求め、供給力確保に向けた取組を一層強化することは重要。その上で、対象事業者に求められる容量市場のリクワイアメントの履行について、実行可能性を踏まえた詳細検討が必要。
- ・ 資料3スライド11の電源補修点検の調整に賛同。需要に見合う供給力の確実に確保する上で大切なプロセス。近年の高温状態の長期化等、気象環境の変化による電力需要の見通し・補修タイミングの見極めの難化、電源設備や電力系統の老朽化、施工力制約などを踏まえると、容量市場で2年前に行われる容量停止調整が、今後難しくなるリスクもある。こうした最近の周辺環境を踏まえ、補修点検の調整を改めて検討する視点が大切。

●委員コメント：

- ・ 資料3の9ページに関して、事業者から前倒しで一定の情報提供を求めるということ自体に異論はないが、情報を活用して何を目指すのか、どう使うのかという記載が前回よりトーンダウンしている印象。2点目（中長期的な目線で電源休廃止等に向けた情報共有）と3点目（情報を活用し中長期的な電源投資や系統整備の促進のための制度見直し）はセットで議論されるべき。今後、他の審議会等で議論が進められる際、3点目も合わせて詳細な検討を行うべき。

●委員コメント：

- ・ 資料3に関して、供給力不足の状況を強く認識し、容量市場の強化と適正化が根幹的に重要。真に必要な供給力が確保されているか、NetCONEが十分なインセンティブを与える形になっているかの検討が第一義的。
- ・ 小さな電源の応札を求める提案が供給力確保に資するかは若干疑問。インセンティブが不十分だと応札せず、供出を求めて小さなものばかりで予見性が立たず退出するものが増えると約定価格が下がり、追加オーファンションが必要となり、大規模電源の予見性が下がり退出を促すといった悪循環を懸念。確実性の高い電源を早期にインセンティブを付けて確保することが重要。
- ・ 情報提供を10年前段程度で求める提案について、供給計画以上の情報が得られるか、容量市場の予見性や状況がダイナミックに変化する中で手を打てるかも疑問。
- ・ 容量市場をより確実で堅固なものにすることが第一義的課題と認識。最終的に供給力不足となった場合、追加オーファンションや予備電源でも応札されない電源は高コストであり、それを救うのは最後の手段。全体設計としてもう少し妥当なものを考えることが大事。

●委員コメント：

- ・ 資料3に関して、電力需要増加と電源移行期における安定供給確保は国民生活、産業の維持・発展の観点から非常に大きな論点。提案内容が実務として対応できるかを踏まえ、十分な議論を。
- ・ 設備の休廃止は非常に機微な情報であり、地元、雇用、経営とさまざまなことを判断した上での決定。早期の情報共有は非常に難しい。容量市場や予備電源制度などの既存の枠組みを改善し、民間事業者の投資・維持のインセンティブの醸成を。
- ・ また、非効率火力のフェードアウトや小売規制などの環境政策に基づいて金融機関・事業者は排出削減目標を立てており、ステークホルダーへの説明を含めた後続の対応も考える必要がある。
- ・ 送配電事業の事業報酬率の妥当性を様々な観点から検討すべき。レベニュー・キャップ制度におけるインフレやキャッシュ・イン・アウト時期のずれにより送配電事業者の収入は厳しい状況になっているので、今後の資金管理について多角的に検討する必要がある。

●委員コメント：

- ・ 真に必要な系統整備という観点で貸付対象を絞り込むという方向性に異論なし。政策的な支援に至る案件は、GX実現に資するプロジェクトであることに加え、民間との住み分け意義を明確化する必要性がある。
- ・ 特に海底直流送電のような特殊案件以外の、従来のコーポレートファイナンスで資金調達していた系統整備については、量的補完の観点に加えて、民間金融では取り切れないリスクの所在や内容を具体化することが重要。以上の観点から、政策的支援の対象範囲やリスク分担の整理を進めるべき。

●委員コメント：

- ・ 資料3に関して、国内の利用可能なkWを見る化し、容量市場に一定の規律をいれるという対策は一定の合理性がある。現在、追加オーフェンションのタイミングで初めて出すことが自由なインセンティブの中でできてしまうが、競争上どう考えるべきかについて事後監視の観点から検討が必要であり、そういう観点でもこのような規律については一定の合理性がある。必要な設備投資を促す観点で、過去にあった、国が電源計画を認定する制度も検討する余地がある。
- ・ これまで値差収益は、受益と負担の関係から地域間連系線の整備への交付に充てられてきたが、柔軟化の方向性については一定の合理性はある。ただし、受益と負担の観点は一定程度論点づけた上で取り組みを進めるべき。
- ・ 地内系統整備については、供給側だけでなく需要側からの投資必要性の評価も可能であると思うので、両面から地内系統整備の在り方は検討すべき。

●オブザーバーコメント：

- ・ 電力ネットワークの次世代化について、前回のWGで整理された政府信用力を活用した融資スキームに加え、GX実現に必要な系統整備への貸付仕組みや特定系統設置交付金の対象拡大が進められた点に感謝。大規模系統整備に向けて、一般送配電事業者の資金調達環境整備やキャッシュフロー改善に資するものと認識。

- ・ 値差収益の取扱いについて、大規模な系統整備には運転開始までの資金調達が重要であり、貸付を優先して建設資金を確保することは需要家の便益にもつながる。
- ・ 値差収益には限りがあるため、電源への交付額や貸付の在り方は系統整備の状況や需給見通しなどを踏まえて全体のバランスを考慮し、必要な系統整備が滞ることがないようにすべき。

●オブザーバーコメント：

- ・ 供給力確保策（①～③）のうち②容量市場の見直しについては、過去5回のメインオークションの結果をしっかり評価した上で改善を検討することが必要。容量市場で想定していない事象には、本来、予備電源制度で対応すべきであり、電源固有の事情を考慮し更なる改善が必要。容量市場不落札電源の維持確保に向けた新たな仕組みを検討する場合、現在の仕組みで対応できなかった理由を整理し、発電事業者の意見を踏まえた丁寧な議論が必要。
- ・ 電力の安定供給維持のために、非効率石炭火力のフェードアウトやGX-ETS導入などの環境政策との整合性を図り、優先順位を付け柔軟性を持って検討を進める必要がある。

●オブザーバーコメント：

- ・ 実需給10年前に電源休廃止情報を提供する仕組みについて、事業者にとって10年は長期であり不確実な情報。事業環境の変化によるやむを得ない休廃止については、事業者判断を一定程度尊重する必要がある。
- ・ 容量市場で不落札となる電源は、維持に相応のコストがかかり、最終的には需要家負担が増えることとなるため、本当に必要な供給力（kW）の見極めの精度を高めることが必要。
- ・ 発電事業者の補修点検は特定時期に集中しており、時期調整は収益性に影響し運用が難しい。公平性に配慮する必要があり、インセンティブを与える誘導的手法が適している。現場の施工力が厳しくなっているため、メンテナンス業者の育成や定期検査インターバルの長期化などの工夫も本質的に重要。

●オブザーバーコメント：

- ・ 容量市場は市場である以上、落札電源と不落札電源が必ず生じる。不落札電源については、個別事情を確認し、需給・系統運用の観点から維持の必要性を確認する必要があることは理解。
- ・ 他方、不落札電源の多くは老朽化電源であると仮定すると、稼働可能状態を維持するコストは比較的高いと想定。維持する場合、どのような仕組みで費用を負担することが合理性か、需給運用上必要な電源と系統運用上必要な電源で考え方方が分かれるかもしれないが、追加オークションや予備電源制度との関係も整理しつつ検討をお願いしたい。

●オブザーバーコメント：

- ・ 資料3について、発電所の新設・廃止に関わる事業計画は、人材配置や人材確保・育成計画、地元住民等への説明調整など多様な要素の検討を踏まえて作成されている。情報の用途によってはその変更を余儀なくされる状況も想定され、影響が多岐に及ぶ可能性のある情報であることを認識すべき。休廃止情報の共有は過渡期における一時的な措置とすべきであり、将来の中長期的な供給力確

保は容量市場の枠組みの中で見直しを行うべき。

- ・補修調整に当たり、現場でも、施工力制約や人材不足、酷暑による補修時期の限定化など年々厳しい対応が迫られている。事業者や現場の実態を十分に把握して必要な対策を検討するべき。
- ・電力ネットワークの次世代化についても、地域間連系線や地内系統整備の議論が進む中、既存設備の更新工事も必要となり工事量が増加。一方で現場の工事要員は年々減少しており、人材不足が深刻。さらに用地や地元理解の取得、資機材調達などに時間を要し、迅速な整備が難しい状況。国からも主体的に需要家や地域社会へ説明・発信を行うべき。

○事務局コメント :

(供給力確保)

- ・供給力確保に向けた取組が重要との総論には賛同いただき、①②③の提案については、事業の実態や実務を踏まえた仕組みを構築する必要があるとの意見があった。
- ・事業者にとって機微な情報をどこまで出せるか、情報の共有範囲や利用目的へコメントをいただいた。容量市場の見直しについて、インセンティブの在り方と、それだけでは解決できないリクワイアメント等へのアプローチについて、実態がうまく回るよう整備が必要とのご意見をいただいた。補修調整について、ご指摘いただいた現場の厳しさを踏まえ、具体的な出口を見出していくよう議論を進めてまいりたい。
- ・環境政策との関係についても、短期間で結論を出せるものではないが重要なご指摘をいただいた。
- ・長期的な話と短期的な話が混在しているとの指摘について、提示した議論は短期的な話がきっかけではあるが基本的には中長期的な視点で枠組みを提案しているもの。さらに短期の1~2年の話は別途整理が必要。既存の政策との役割分担、再整理が必要であり、予備電源制度や容量市場追加オーバークションについてもコメントいただいたが、同様の問題意識を持っているのでしっかり考えたい。

(ネットワーク)

- ・地内系統整備の計画について、マスタープランは2050年を見据えて作成した一方で、データセンター需要などに対応するためには10年前後の短期的な計画も必要という認識。事業者と相談しながら、どのような範囲で計画を作るのが適切か検討中。
- ・値差収益の国庫納付について、地域間連系線への交付金や貸付ではカバーできない地域理解促進の施策に支出するため国に納付する仕組みと説明。法律上の根拠が必要との指摘はその通りであり、政府内で法令改正の要否を検証中。
- ・コストベネフィットや既存系統の活用が重要との指摘をいただいたが、別途既存系統を優先的に利用する方策についても議論しており、例えば一般送配電事業者が空いている系統のマップを公開し、大需要の接続を誘導する取り組み等を進めている。新規の系統整備についても、コストベネフィットを見ながら、本当に必要なものか検証して進めていく。
- ・交付と貸付の関係について、貸付を優先すると交付が減り託送料金負担が増える一方で、資金調達コストは下がるため、社会的にどちらが適正かを判断していく必要がある。
- ・その他のコメントについても指摘を踏まえ、具体化を進めていく方針。

(3) 小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方について（検討事項5）

(4) 中長期取引市場の整備に向けた検討について（検討事項6）

●委員コメント：

- ・ 中長期取引市場の整備に向けた検討については特段の意見なし。この方向で進めていただきたい。
- ・ 資料5の15ページに関して、義務水準の丁寧な検討方針は評価。
- ・ 規模の小さい事業者は市場参加のノウハウや体制が不足している。参加しやすい環境整備（共同化の促進、市場リスク計算の専門家の共同組織への雇用費用補助等）を強調してほしい。
- ・ 安心して参加できる体制整備を事務的対応と併せて促進策として制度化してほしい。

●委員コメント：

- ・ 前回、容量市場を活用して同じ目的を達成できないかという観点から代案を求めていたが、今回の代案は具体化が不十分である。
- ・ 供給力不足時の追加調達費用を容量市場の価格にリンクさせる手法を検討いただきたい。具体的には、メインオークション後の追加調達コストを容量市場単価に上乗せし、その際、義務達成事業者は免除し、スポット依存の高い事業者に負担を求める設計を提案したい。
- ・ 追加調達により実需給における供給力が増え、本来スパイクするはずだったスポット価格が抑制されることで、スポット依存事業者はその恩恵を受けることになる。したがって、受益者負担として追加調達費用を負担することが公平と考える。
- ・ 減免分は託送料金等で回収するなどの設計により中長期契約のインセンティブを高めつつ、革新的ビジネスモデルの自由度を維持可能。
- ・ このような形であれば、供給力確保の基軸を容量市場に置く従来改革の流れと整合的で、kWh長期契約ともリンク可能。
- ・ 現行事務局案は小規模事業者の義務軽減だけでは根本的課題が解決しない懸念がある。
- ・ 上記で提案した提案手法の方が合理的で、必要なら同ライン上で柔軟な修正が可能と考える。

●委員コメント：

- ・ 事務局案以外の選択肢中に記載の、スポット市場に人為的に魅力を下げるような介入を行うことは経済合理性や効率性を損なう懸念がある、という点については精査が必要。
- ・ 太陽光の限界費用ゼロ円供出など現行ルールやその他規制の適正化により、市場全体として供給力確保の仕組みを構築できないか検討余地あり。
- ・ 資料6における供給量の基本的な考え方について、「販売電力量の10%」の部分の考え方を確認したい。仮にすべての事業者が相対取引した場合、相対取引量に上乗せしてさらに10%を市場に供出する必要があるということか。

●委員コメント：

- ・ 3年前の燃料費高騰やスポット価格高騰により小売電気事業者の退出が顧客負担混乱を招いた社

会的影響を踏まえ、一定の責任と役割付与は必要。

- ・ 中長期の供給力確保の観点で、電力先物の評価をどう位置づけるかの論点整理があったかと思うが、先物価格と中長期取引市場価格は異なるため、導入目的を「実需の確保」に置くべきで、価格差裁定で儲けることを目的化すべきではない。
- ・ 先物は実需を伴わない取引が出るため、制度趣旨を鑑みて慎重な議論が必要。

●委員コメント：

- ・ 資料5について、課題意識や目的には完全に同意するが、現行案が目的に資するか、弊害が大きくならないか確信を持てない。
- ・ 2022年に生じた問題意識を強く反映した資料と理解するが、自由化した以上は一定の不適切事業者の存在は許容せざるを得ないと考える。問題視しすぎることで制度が複雑化し、費用効率性を損なう懸念あり。比較評価いただいたことには感謝するものの、より良い代替案の検討を要望。
- ・ 3年前の義務設定は発電側の予見性向上に寄与するが、長期間繰り返し制度を運用することで、一年義務でも一定の効果は期待できるため、弊害とのバランスを再検討すべき。
- ・ 中長期市場の10%供出義務と3年前5割義務との関係性、内外無差別卸取引との整合性を明確化し、制度が実効性を持つか検証してほしい。

●委員コメント：

- ・ 電力先物の取り扱いは現物調達をベースに実態整理し、議論を継続する方針に異論なし。
- ・ 電力先物は事業者の創意工夫を引き出す役割を果たすが、供給力確保義務の履行手段として含める場合は、売り手が必ずしも発電事業者とは限らず、金融機関等も想定される点に留意すべきで慎重な検討が必要。
- ・ 先物価格はスポット市場価格を基礎に形成されるため、本制度の趣旨（供給力基盤強化）と整合するか丁寧に検討してほしい。

●オブザーバーコメント：

- ・ 資料6の中長期取引市場の整理に異論なし。
- ・ 供給力確保義務と中長期取引市場は政策目的や実効性を踏まえ一体的に制度設計すべき。この点において、3年度前の義務や電力先物の扱いは、中長期市場の意義（安定調達・予見性向上）に真につながるかを軸に検討を要望。
- ・ 小売事業者の規模に応じた義務緩和案は顧客保護の観点を重視して検討すべき。

●オブザーバーコメント：

- ・ 電力先物活用や多様な料金メニュー尊重により、小売事業者の供給力確保において一定程度自由度を維持する方向性であることを評価。
- ・ 供給量確保は事業者規模を問わず果たすべき責務であり、小規模事業者への過度な義務緩和には慎重であるべき。小規模事業者も創意工夫により義務水準を早期に大規模事業者並みにすることは可能と考える。転売や先物の活用を検討することで、創意工夫を後押しするような設計を要望。

- ・ 市場調達時に電源種指定の可否は GX-ETS やカーボンニュートラルの観点から重要であり、電源種が予測可能な入札方法を確保する仕組みを期待する。

○事務局コメント :

(小売電気事業者の供給力確保の在り方)

- ・ 小規模事業者の体制ノウハウ不足については認識しており、セカンダリー取引などの連携調達がやりやすくなるような形を検討する必要がある。
- ・ 代替案の提案については、正確な理解のため個別に確認し、比較検討をさせていただきたい。
- ・ 再エネの限界費用ゼロ円供出や市場ルールの適正化についても、検証を行いたい。
- ・ 電力先物に関して、金融商品という側面から目的逸脱の懸念を認識した。現物取引との関係やスポット価格基準の妥当性を確認し、制度目的との整合性を整理をお示しする。
- ・ 小規模事業者への義務のあり方については、今後の議論に反映する方向で検討。

(中長期取引市場の整備に向けた検討)

- ・ 相対取引で売り切れた場合の市場供出が困難ではないかという御指摘について、現状は市場への一定量供出を求める設計であり、実態を確認したい。
- ・ 10%供出義務と3年前5割義務の関係性について、相対取引も含めて調達する前提であり、内外無差別卸でも長期商品が存在していると認識。小規模事業者が相対で調達するのが困難であることも踏まえ、供給量250億を上回る数字として10%を提示している。内外無差別卸の実績は改めて確認を行いたい。
- ・ 電源種特定や再エネ対応について、商品設計の中で可能性を検討していきたい。

- (5) 小売電気事業者による安定的な事業実施の確保について（検討事項5）
- (6) 経過措置料金の解除に係る課題等の整理（検討事項7）

●委員コメント：

- ・ 休眠事業者に対する登録取消しには賛成する。不作為による支障発生の場合、営業命令で義務を確定した上で取消しを行う方が望ましいと考える。法制面の検討を含め、事前措置の導入を要望。

●委員コメント：

- ・ 経過措置料金の解除に係る課題等の整理について、資料の内容の方向性に異論なし。
- ・ 経過措置規制料金で事業者が不合理な経済的デメリットを負わないよう配慮が必要であり、事業者の責めに帰さない要因による費用増加の確実な回収に柔軟対応が重要と考える。

●委員コメント：

- ・ 小売電気事業者による安定的な事業実施の確保で挙げられた3つの課題は、P.24に記載の方向で進めるべきである。
- ・ 休眠事業者への登録取消し制度措置に賛同する。また、規律を守る事業者には再登録を認めることにも賛同である。
- ・ 電気事業者への信頼性を確保するためにも、特定商取引法違反事業者への厳しい対応が必要と考える。
- ・ 蓄電池事業者の系統利用に関する影響やルール変更について確認させていただきたい。

●委員コメント：

- ・ 休眠事業者への対応は、従来の電気事業法における違法認定とは別枠で検討されるのか確認させていただきたい。
- ・ 小売電気事業者による安定的な事業実施の確保で挙げられた3つの課題について、制度的手当を丁寧に進めることに賛同する。

●委員コメント：

- ・ 休眠事業者への対応は行政事務コスト削減の観点からも提案いただいた方針が妥当と考える。
- ・ GX-ETSなどの新制度や燃料費、人件費高騰などの外的要因のコスト反映については、制度改定の際に適切に反映することを要望する。

●委員コメント：

- ・ 資料8のP.6に記載の論点を検討することに賛成する。
- ・ 事業者の効率的な事業実施努力を求める。その上で、燃料費やGX-ETS等のコストを円滑に転嫁できない場合、バリューチェーンに歪みが生じる懸念があるため、事業者に納得感のある制度設計を要望する。

●委員コメント：

- ・ 蓄電池事業者の法令上の位置づけは合理的であり賛同する。
- ・ 再エネ普及に伴い、同期調相器など電力系統安定化設備の事業者位置づけ整理が必要になる可能性あると考える。
- ・ 経過措置に関して、外的要因の価格転嫁を柔軟に行える仕組みの検討に賛同する。

●委員コメント：

- ・ 資料7、8の方向性に賛成する。経過措置料金解除についても長期的な課題として並行して検討すべき。
- ・ GX-ETS等の新制度だけでなく、既存制度のコスト転嫁問題も忘れず迅速に対応することを要望する。

●委員コメント：

- ・ 資料8のP. 6に記載の進め方には異論なし。
- ・ GX-ETS 対応は費用発生時期や調達方法の不確実性はあるが、早期整理いただきたい。
- ・ 海外投資家の視点からは、日本の料金政策の柔軟性向上が重要となる。価格転嫁の仕組み検討を早期に実施いただきたい。

●委員コメント：

- ・ 休眠事業者への対応は不正行為の温床を未然に防止する観点から重要と認識している。そのため、燃料費や人件費などコスト増加を抑制する取り組みも重要と考える。その上で、再登録希望者について、問題がない場合は再登録を認める措置は妥当と評価する。

●オブザーバーコメント：

- ・ 経過措置が残ることは小売全面自由化の趣旨に反しているため、早期解消が必要であると認識している。低压分野の最終保障協約は仕組みや運用整備が必須であり、検討に時間を要するため、各論点について速やかに取り組んでいただきたい。
- ・ 経過措置料金が残る場合、旧一般電気事業者の供給義務履行に必要なコスト回収は大前提である。この点からも、燃料費高騰や脱炭素推進に伴う外的要因による費用変動は柔軟に料金へ反映できる仕組みが不可欠である。
- ・ 公平な競争環境を確保し、自由化の恩恵を顧客に届けるため、速やかな制度成立を要望。

●オブザーバーコメント：

- ・ 経過措置料金が解除されない現状は自由化の本来の姿ではなく、競争を歪める要因となっている。その上で、現実的対応として経過措置料金の検討方向性は理解する。外形的な価格変動への対応など制度整備を速やかに進めるべき。
- ・ 燃料費調整制度は、制度本来の目的を再確認し、事業者事業家双方の納得性を踏まえた条件検討を

要望する。

●オブザーバーコメント：

- ・ 資料7は事務局の提案に異論なし。
- ・ 資料8も方向性に賛成する。燃料費やインフレなどの外的要因、GX-ETSといった現行の料金制度が前提としている要素について織り込み、事業者がコストを一方的に負担しない仕組みが必要。併せて、国民や事業家への説明責任も重要となる。
- ・ 安定供給に取り組む事業者が健全に事業継続できる制度設計を要望する。

●オブザーバーコメント：

- ・ 特定商取引法違反は同法で対応すべきだが、電気事業法としての対応も委員会で検討していきたい。消費者保護の観点から適切な小売事業の実施を厳しく監視する方針である。
- ・ 休眠事業者の確認方法は今後具体的に検討が必要である。
- ・ GX-ETS等の現行の料金制度が前提としない制度の費用反映と並行して、収益発生時の取り扱いも整理すべき。

○事務局コメント：

- ・ 取消し前の手続きについては、他法令も参考にしながら検討する方針。
- ・ 電気事業法解釈による系統連携ルール変更の懸念については、今回の解釈明確化自体はルール変更にはつながらないと理解。
- ・ 違法性とは別枠での登録取消しの仕組みについては、現状のものとは別の仕組みとして創設する方向で検討する。
- ・ 新規制度だけでなく既存制度も対象にすべきという意見については、資料の記載が不十分だったが、現行制度が前提としない制度も含めて対応する意図である。